

平成28年第10回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年10月17日 月曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 29名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

23番 上里 弘 委員 24番 平良 光成 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議題第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 農地法第18条の第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第10 その他 『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて

平成28年第10回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年10月17日 月曜日 14時00分から17時22分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (29人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		×
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

23番委員 上 里 弘

24番委員 平 良 光 成

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明

次 長 上 地 寿 男

次長兼農政係長 川 満 秀 盛

農地係長 川 満 邦 弘

主 査 豊 見 山 徹

調整官 下 地 一 史

開 会 14時00分

閉 会 17時22分

議長 ただ今から、平成28年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は29名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、23番 上里弘委員、24番 平良光成委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたしますが、事務局長に関する事項があるため、事務局長は一時退席し、関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いいたします。

議長 それでは改めまして、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から8番までは、議案書12ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。
1番・2番について、まとめて説明します。
申請地は、ナリフク養鶏場前の道路北側約200メートルに位置し、収穫前のサトウキビが植

え付けられており、周辺農地もサトウキビ畑で、整備事業も完了している地区でした。申請人はサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

- 1 2 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、中休交差点から北へ約500メートル進んだ先の交差点にある立て看板側の角地になります。現在はトラクターで耕うんされていました。申請人は畜産業を営みながらサトウキビ栽培も頑張るということでした。
- 1 3 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港北側交差点を上野向け約400メートル左手に位置し、現在は牧草地になっています。申請人はサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。
- 1 5 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野宮国集落入口手前の道路南側約200メートル左手に位置し、土地改良も済み現在はサトウキビが植え付けられています。申請人は、これまで家族と共に農業に従事してきましたが、独立し農地を取得して、今後は規模拡大を図っていく予定です。
- 2 1 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、福山集落内十字路を東へファームポンド向け約600メートル進み右折し、約1.2キロメートル進んでカーブを曲がった約200メートル右手に位置しており、収穫前のサトウキビが植えられており、周辺は原野化していました。
- 2 8 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古製糖伊良部工場正門前道路を佐良浜方面向け約100メートル右手に砂利道があり、そこをさらに30メートル進むとトタン屋根の建物があり、その真向かいに位置しています。現在は、収穫前のサトウキビが植え付けられていました。
- 2 9 番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地来間の葉たばこ共同乾燥施設南側約50メートルにある馬小屋に隣接しており、現在はサトウキビが植え付けられております。申請人は馬の飼育をしており、サトウキビ収穫後に申請地を取得する予定です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は3件でございます。まず、受付番号9番から11番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号9番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号9番から11番までは、議案書20ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

受付番号3番と関連します。

申請地は、中休交差点から北へ約500メートル進んだ先の交差点にある立て看板側の角地になります。現在はトラクターで耕うんされていました。申請人は畜産業を営みながらサトウキビ栽培も頑張るということでした。

15番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、下地入江集落を東へ、上野ドイツ村方面向け進むと山根集落があります。そこから約100メートル右手に位置し、現在はサトウキビの作付けがされていました。受付番号5番と関連しています。申請人は、これまで家族と共に農業に従事してきましたが、独立し農地を取得して、今後は規模拡大を図っていく予定です。

28番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、佐良浜中学校正門前道路を伊良部方面向け進むと十字路があり、側の建設会社倉庫を右に見て約200メートル行き左折した突き当たり位置に現在サトウキビが植え付けられています。周辺農地もサトウキビ畑でした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）は、2件でございます。
まず、受付番号12番から13番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号12番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から13番までは、議案書24ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号12番・13番について、現地調査の結果を報告いたします。
袋地になっている土地であり、譲渡人の高江洲さんの土地を進入路として使用するという事で、同面積の交換になります。当初は石積み等で分断されておりましたが、現在は撤去され段差のない農地になっています。奥の農地には夏植えがされており、進入路として使用する予定の農地には春植えの準備がされておりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）」受付番号12番から13番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、13件でございます。
まず、受付番号14番から26番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号14番から26番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号14番から26番までは、議案書26ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号16・17・18番についてです。

受付番号16番の譲渡人が、17番・18番では譲受人になっています。このような案件は確かに規模拡大ということにはなるとは思いますが、詳細についてもう少し説明をお願いします。

事務局 長濱委員のご指摘のとおりですが、この案件については過去に贈与が行われた際、父親の勘違いで予定とは別の農地が長男、次男へそれぞれ贈与されていたようです。当初の予定どおりの持ち分にするため今回の申請となった次第です。調査担当委員とも調整の上、今回3件同時に審議を諮ることになりました。この案件は違法ではありませんが、農業委員会の許可が必要ということで申請しておりますが、委員の皆さんがどうしても不適切であると仰るのであれば、受付番号16番については取り下げします。しかし、このようないきさつがあった事を考慮していただき審議していただければと思います。

2番委員 今回の案件について、申請事由が農業経営の規模拡大となっていますので矛盾点が出てきますし、整合性が問われることにもなります。なのでこのような案件は同時申請ではなく、別々のタイミングで申請してもらえれば、農業委員会としても疑義が生じることなく審議できると思います。

申請事由が農業経営の規模拡大とあるので、それに納得ができません。譲渡するということは規模縮小ではありませんか。過去のいきさつは理解しますが、この案件をそのまま認めてしまうと前例を作ってしまうことになり、今後似たような案件があった場合、説明がつかなくなってしまう審議にも影響しますので、申請時期をずらした方がいいのではないかと考えます。

事務局 申請事由の欄に「家族間の有効利用」という文言を追加するということではいかがですか。そうすれば今回の案件をまとめて審議することができると思いますが。

議長 受付番号16・17・18番については申請事由に「農地の有効利用」という文言を追加して審議した方がいいのではないかという案がでましたが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号14番から26番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を議題としますが、26番：前泊芳男委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは改めまして、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権貸借)は、11件でございます。
まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番・2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在、沖縄トヨタ宮古営業所裏手に位置し、ヤギ小屋がありますがそれ以外の部分になります。現在は草刈りもされていて、開墾の準備がされていきました。野菜や芋を栽培したいということです。

2番の農地の所在、伊良部大橋を渡って左へ、伊良部高校向け進んだ大きな十字路を展望台方面へ約50メートル進むと小さな十字路があり、そこを右折してすぐ左手に位置し、半分は夏植え、半分はカブ出し管理がされていきました。

3番の農地の所在、伊良部長山港から伊良部高校向け、坂を上りきった所に十字路があり、右折して約300メートル行った右手に位置し、夏植えがされていきました。申請人は野菜やサトウキビ栽培に大変意欲的に取り組んでいます。

5番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の農地の所在、鏡原中学校前道路を東向け約650メートル進んだ十字路を左折して、約200メートル行ったカーブの中腹あたりに舗装されていない小さな道路があります。そこを10メートル程入り約100メートル左へ進んだ左右に位置しており、以前は草地跡でしたが、現在は碎土されきれいに整地されていきました。取得後は果樹と野菜栽培をしたいという事です。

5番の農地の所在、一周道路沿い、旧城辺町の牛舎から南向け約700メートル行った所にある、昔雑貨屋だった店舗跡の向かいに位置し、現在はカブ出し管理がされていきました。

1 1 番委員 受付番号6番・7番・8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。
6番・7番・8番は隣接しており、3名義分を1つにして使用しています。
農地の所在、上野中学校北側約200メートルに位置し、現在は今期収穫予定の夏植えがされて
いました。申請人はサトウキビ栽培を中心に頑張っております。

9番の農地の所在、上野小学校から平良向け約1キロメートル左にある豊原団地から南へ約6
00メートル行ったところに位置し、基盤整備も済んでいますが、現在は耕作放棄地となっ
ています。申請人が農地再生利用で整地して、当分は草地として使用したいという事です。

2 8 番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、伊良部線沿いにあるポンプ小屋の向かいに位置し、現在は収穫前のサトウキビが
植えられていました。

事務局 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
横版になっている参考資料をご覧ください。
当該農地は、整備事業中の農地の仮換地で一時利用中です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 26番委員は入室を認めます。

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)
の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は12件でございます。
まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいた
します。

4 番委員 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、眞喜屋精神病院前道路を南へ約 5 0 0 メートルに位置し、現在は収穫前のサトウキビが植えられています。申請人は畜産業も営んでおり、今後は牧草地として使用する予定です。

5 番委員 受付番号 2 番・3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

2 番の農地の所在、長中公民館から南へ約 4 0 0 メートル行った長間地区給水管の向かいに位置し、現在はカブ出し管理がされています。収穫後は採草地にする予定です。

3 番の農地の所在、長中公民館から北へ約 8 0 0 メートル行った東にあるマンゴーハウスの西隣に位置し、現在はカブ出し管理がされています。周辺も整備事業が済んでカブ出し管理されている地区でした。

9 番委員 受付番号 4 番について、現地調査結果の報告をいたします。

農地の所在、地番（1237-9、1237-10）は、平良－新里線（通称：上野線）信号（山中の十字路）を川満方面へ約 5 0 0 メートル進んで右折し、約 2 0 メートル左手に位置しており、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。地番（1184-1）は、3 条申請（無償移転）のあった荷川取広明さんの牛舎西隣に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされていました。申請人は、ハーベスターのオペレーターをしながら、サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

1 0 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、城辺保良集落から吉野向け約 3 0 0 メートル進んで右折し、約 5 0 0 メートル行ったところに位置しており、整備事業も済んでおり現在はサトウキビが植えられていました。

1 1 番委員 受付番号 6 番・7 番・8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

6 番の農地の所在、J A 上野給油所から平良向け約 1. 5 キロメートル左手に位置し、申請人の所有地と隣接しており、以前から使用していることもあり今回の申請となりました。

7 番の農地の所在、自衛隊駐屯地東側にある上野地区葉たばこ共同乾燥場から南へ約 1 5 0 メートルに位置し、現在はシークワサーなど果樹が植えられていました。出荷に向けて頑張っています。

8 番の農地の所在、沖縄製糖工場（株）東側にあるバイオエタノール工場東約 5 0 0 メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。

1 2 番委員 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、一周道路沿い、城辺野球場南東側の整備事業区域の一面になります。現在は仮換地中でサトウキビの夏植えがされていました。

1 5 番委員 受付番号 1 0 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、宮古島ロラン局跡地から北へ約 7 0 0 メートルに位置し、現在はサトウキビが作

付けされておりました。申請人は、実家の畜産業を手伝いながらサトウキビ栽培の規模拡大を予定しています。

21番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、添道1号線沿い、自動車修理工場を右に見て西添道向け約60メートル行った十字路を右折して約300メートル進み、そのT字路を左折して約300メートル進むとまたT字路があり、そこを右折して約200メートル行った右手に位置しており、現在はサトウキビが植えられておりました。今後もサトウキビ栽培を頑張っていくという事です。

23番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、城辺福東集落内十字路を北へ約300メートルに位置し、現在は葉たばこ植え付け準備中でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:20

再 開 : 15:30

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件でございます。
まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

24番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年10月7日に行いました。調査委員は24番私、平良光成と25番、川満盛幸委員と芳山会長代理、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から上地次長、下地調整官の6人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条7件、非農地証明9件、計17件の現地調査を13時50分から16時30分まで行い、16時45分から17時00分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は大浦漁港入口近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地であると判断いたしました。（この案件は農機具倉庫のため該当なし）

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料2ページ目の地目について、登記簿上は畑、現況は宅地、転用目的が農機具倉庫建築となっていますが、居宅の事実があるのか否か詳しい説明をお願いします。

事務局 申請書上は農機具倉庫ということであり、すでに建物も完成しているので現段階では現況は宅

地となっています。許可後に現況証明を交付し、それに基づいて登記しますが、雑種地になるか宅地になるかは法務局の判断になります。

2番委員 私が確認したいのは、倉庫を住宅として使用していないかどうか、ということです。

事務局 現地調査した際、農機具等がきちんと格納されておりましたので、居住の事実はないことを確認しました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から7番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市清掃センター近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野、宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はJAおきなわ下地支店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宮古島市役所下地庁舎から500メートル内の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久貝墓地団地近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、段差、墓地団地等に囲まれた0.1haのその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はひばり保育園近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地（第1種低層住居専用地域）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧宮古病院跡地近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地（第1種低層住居専用地域）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿いJAおきなわ給油所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた0.9haの連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島警察署裏手に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、沖縄県宮古事務所から500メートル内の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間一周線の池間集落から灯台向け約1キロメートル程の海側に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松久貝集落内に位置し、宅地等に囲まれており、以前は宅地跡と思われ面積も小さく、農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、ホテルアトルエメラルド宮古島近くに位置し、用途地域の第2種中高層住居専用地域に指定されており、農地として不向きであることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間一周線の池間集落から灯台向け約1キロメートル程の海側に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料26ページ、順位番号5の事項について、農地法第5条の許可を得て仮登記もされていますが、今回非農地証明願の申請がなされた理由を説明して下さい。

事務局 参考資料26ページの事項に、平成25年2月21日売買とありますが、これは農地法第5条の許可が下り次第という事ですので、まだ成立しておりません。今回の申請は地目変更であり所有権移転とは関係がなく、実際に農地としての利用が困難であると判断されるため、登記簿上も地目変更したほうが良いという判断で今回の申請となった次第です。

2番委員 確認ですが、今回の申請については農地法第5条の許可の部分は関係ないという事でよろしいですか。

事務局 はい、今回の申請はあくまでも地目変更のみであり、所有権移転に関する許可の条項等はありませんのでご理解下さい。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣地区にある海中公園近くに位置し、道路建設に伴う残地と思われる土地で、現在は灌木類が申請地を含む一帯に生い茂り農地としての利用は困難であることから、非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、池間一周線の池間集落から灯台向け約1キロメートル程の海側に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、鏡原地区にあり周辺は宅地や原野が点在し、申請地を含む一帯は原野化が見られる。また、申請地は農地台帳では雑種地で登録されており、今後も畑での使用は困難であることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、池間一周線の池間集落から灯台向け約1キロメートル程の海側に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、原野の一部を畑として使用していたが、土壌条件が悪く、現在は原野化が進み、登記簿記載通り原野に戻っていることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第9議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第8号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

26番委員 私見を述べさせていただきます。
以前からこの案件については審議されているところですが、判決事項等も関わっているということであり、再度解約の理由について農業委員会からの意見を求められております。ですので、事務局と担当委員でしっかり現地調査をして慎重に進めていくべきと考えます。

議長 この案件についてはすでに現地調査をしております。その他の状況については、先ほど事務局から説明があったとおりですが、再度詳細について説明をお願いします。

事務局 6月の総会前に、事務局と担当委員で現地調査をした際、農地として適切に使用されていることが確認できました。よって、農地法第18条第2項第6号に該当しないと判断し、6月の総会でも報告し、県にも同様に報告しましたのでそのようにご理解下さい。

議長 現在農地として使用されていることを確認したということであり、県にもきちんと進達しておりますのでご理解いただきたいと思います。

26番委員 プカラス農園から活動状況やその他の報告書の提出がされていないという事で、我々農業委員としては、プカラス農園側の考えが理解出来かねます。ですので、調査の結果を受けてプカラス農園側の意見もきちんと聞くべきだと思います。

議長 活動報告書、意見等の提出の有無について事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、数ヶ月前からやり取りを重ね、法人としての報告書の提出を求めるため、8月23日付け、プカラス農園宛に内容証明郵便を送付しました。回答までに1ヶ月ほど猶予がありましたが、報告書の提出はなく、農業委員会事務局としては法人として適性に欠けると判断しました。県からもその経緯を農業委員の皆さんに説明し、審議していただくよう指導されておりますので、この場で説明している次第です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 内容証明書はちゃんと受け取っているんですか。

事務局 はい、受け取っております。内容証明については、受領日の証明書が郵便局から送付されておりますので間違いありません。

2番委員 内容証明郵便の送付によりプカラス農園側の意見等の確認作業を行ったということでありまして、事務局の説明を聞く限り問題ないと理解します。我々農業委員はその事実に基づいて審議すべきですが、ただ、なかなか尾を引く問題であり慎重を期す必要がある、と考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

9番委員 生産法人の経営者の方に、経営状況等の報告書を提出していただくことは義務であり、プカラス農園側にも同じように報告書の提出を求めたが、提出がなかったという事ですよね。ただ、それが義務付けられているという事がきちんと周知されているのかどうか疑問が残ります。ですので、再度「生産法人として報告書の提出が義務であること」を説明したほうが良いと思います。

事務局 いろいろなご意見がありますが、まず、6月総会および7月総会で審議された意見書を県に進達しましたが、相手方への聞き取り調査等に不備があるとして保留になっています。ですので、先ほどからも説明しているとおり、プカラス農園側の意見等も含めて活動報告書の提出を求めた次第です。今回の結果を受けて、県に農業委員会の意見を進達する予定となっており、今総会で審議された意見書を進達してよいかどうかを皆さんに聞きたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 日程第9議案第8号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第10その他の事案として『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて」を議題とします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今年2月の不在地主農地相談会（県内）の際に、県内で最初に新制度がスタートした南城市を訪問し、農業委員の定数改正に伴う研修会を行いました。また、10月14日にも法の改正に伴う勉強会を行っております。その時の内容も踏まえて説明いたします。5枚綴りの説明資料をご覧ください。

【宮古島市農業委員の定数改正に伴う概要説明資料③、朗読説明 内容省略、別紙参照】

ここまで一通り説明してまいりましたが、ご覧のように課題は山積しております。10月25日までに条例改正案を総務課へ提出しなければならず、それを過ぎると12月定例議会の審議に諮ることができません。今回事務局が提示した案について、委員の皆様からの質問・意見等を受けて今後のスケジュールを調整していくこととなりますのでよろしく申し上げます。
以上説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

11番委員 質問ではありません。

ただいま事務局長から説明があったとおり、課題が山積している中で我々農業委員30名がこれから論議等を始めたとして、条例改正案提出締切日までに意見がまとまるとは思えません。事務局において、あらゆる方面から情報収集し、当局との意見のすり合わせや予算調整等も行っていることと思っておりますので、この件については会長及び事務局に一任したほうがよろしいかと考えますが、皆様のご意見もお聞かせ下さい。

議長 このようなご意見がございますが、ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ほかにご意見等がないようですので採決いたします。日程第10その他の事案『農業委員会等に関する法律』の改正に伴う宮古島市農業委員会の今後の取り組みについて」を、会長及び事務局に一任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 日程第10その他の事案について決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

2番委員 以前から気になっていることですが、県の担当者がしばらく総会に出席しておりません。聞くところによると、4条・5条申請について我々が承認したにも関わらず、県の審議委員会に提出されていない案件が多々あるようです。承認した以上は県でもきちんと審議されるべきであると思います。申請者が許可待ちしている状況がある中で、県宮古事務所の担当者の手元で保留されているのは問題ではありませんか。不備や疑義があれば差し戻して審議し直すなど、早急に対応しなければいけないと思います。ただ、県の担当者は、毎月の現場確認の際我々と同行し現地調査を行い事後調整までしています。疑問点があればその場で指摘すればいいことであり、承認後にそれを覆すようなことをする必要はないと思います。結局審議保留にされて許可の目処が立たず計画断念したケースもあるようです。そのような事例を今後つくらないためにも、ぜひ県の担当者にも総会に出席していただきたいと思います。先ほどから述べているように、承認後に保留されている案件があるということに納得ができませんので、このような状況について事務局はどう考えるのか説明をお願いします。

事務局 事務局としては、総会終了後4・5日以内には県に進達しています。その後、県の担当者は再度現場確認を行い、我々と同行した際は時間の都合上調査しきれなかった細部まで確認しているようです。また、建築面積等についても事業変更の見直しが必要と思われる案件等もあり、やむを得ず審議保留となっているようです。なるべく早めに対処していきたいと思っておりますが、県との考え方に少し隔たりがあるように感じます。事務局としては、農地を守りつつ申請者の立場に立って許可を下ろす方向で事務処理をしておりますが、審査する側(県)としては、厳しい目で判断を下しているようです。畑の段差1つにしても、我々の判断基準と県の判断基準にはズレがあり、それが審議保留の原因となっている案件もあります。今後そのような事案を解消するためにも、県との調整を重ねていきたいと思っております。

2番委員 今おっしゃった段差についても、県はきちんと定義を示すべきです。実際一緒に現場確認して、承認後に覆すなど到底納得できるものではありません。そういうことをされると、我々が行っている現場確認作業は無駄なことなのだとさえ思ってしまう。指摘事項があればその場で指摘すればいいことですし、総会前であれば何ら問題ないのですが、何度も言いますが、承認後というのがどうしても納得できません。この点については議長からも追究していくべきではないかと考えます。議長のお考えもお聞かせ下さい。

議長 先ほど事務局からも説明がありましたが、委員からご指摘のあった件について報告するとともに、今後の対応策について県とより一層協議していきたいと思っておりますのでご了承下さい。

議長 ほかにご発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 会議時間を10分延長いたします。
事務局より報告をお願いいたします。

事務局 利用権設定等促進事業の特典と概要についてご質問がありましたので、簡単ではありますがまとめとめてありますので参考資料をご覧ください。

【朗読説明、内容省略、参考資料参照】

以上で説明を終わります。

7番委員 現地調査結果の様式はいつから使用するんですか。

事務局 今日から、ということで理解していただければと思います。

4番委員 この様式は、行政書士や司法書士事務所にも配布するんですか。

事務局 いいえ。こちらの様式は、機構集積支援事業費における周辺農地利用調査費支出の根拠資料としても利用させていただきたいと思います。

議長 詳細については、後日事務局にて確認をお願いします。
ほかに事務局より報告があればお願いします。

事務局 農業者年金担当からお知らせします。
まず、先月農業新聞の新規申込について皆さんに案内を通知したところですが、申込があればご一報下さい。次に、農業者年金について、10月・11月にJAの担当者と組織作りを行いながら加入推進活動を行う予定です。農業委員の皆さんの中から各地区から推進委員を選出いたしました。この場で推進委員7名の方に委嘱状の交付を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。**【会長より委嘱状交付】**
以上、事務局より報告を終わります。ありがとうございました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第10回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 17:22

平成28年10月17日

会 長 野 崎 達 男

23番委員 上 里 弘

24番委員 平 良 光 成